

令和2年 5月 7日

保護者の皆様へ

ひたちなか市長 大谷 明  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る登園自粛のお願い（期間延長2回目）

日頃より、保育行政につきましてご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

保護者の皆様には、国の緊急事態宣言による外出自粛や市の要請に基づく保育所の登園自粛など新型コロナウイルス感染症拡大防止に多大なるご協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、市の要請に基づく保育所の登園自粛につきましては、5月10日を期限としてお願いしてきたところであります。

このたび、国において新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が5月末日まで延長することが決定し、引き続き外出自粛要請や休業要請など感染症防止対策が求められております。

その一方で、茨城県においては、新規の感染者数がほぼ一人あるいはゼロで推移するなど、これまでの取組の成果が表れつつあることを踏まえ、外出自粛要請及び休業要請の期間を5月17日まで延長することが決定されております。

市では、これらの状況を踏まえ、本市における保育所の登園自粛要請期間を5月17日まで延長することといたしますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、ご家庭での保育が難しい場合や仕事が休めない場合等につきましては、引き続き保育を継続してまいります。

保護者の皆様には、長期にわたる自粛によりご不便をおかけし申し訳ございませんが、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 協力要請期間 令和2年4月24日（金）から **令和2年5月17日（日）まで**  
※今後の状況により、期間を延長する場合があります。

2. 保育料の日割り計算について

前回お知らせした内容を5月17日まで延長することとします。

【お問合せ】

ひたちなか市福祉部福祉事務所幼児保育課

TEL 029-273-0111